

公益社団法人伊勢市観光協会青年部運営規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 本運営規定は、公益社団法人伊勢市観光協会青年部（以下青年部とする）の運営を円滑に推進することを目的とする。

第2章 役員の指名方法

(部長予定者)

第2条 次期の部長予定者は、当該年度の部長が三役会の承認を経て指名する。但し、この指名に際し、当該年度の部長は、任意に選任した委員で構成される部長選考委員会を設けることができる。当委員会の議長は当該年度の部長をもって当てる。

(副部長予定者、理事予定者及び監事・相談役予定者)

第3条 当該年度の部長により指名された、次期の部長予定者が、次期の副部長予定者、委員長予定者及び監事・相談役予定者を指名する。次期の委員長予定者が次期の副委員長予定者を指名し、次期の委員長予定者と次期の副委員長予定者をもって次期の理事予定者とする。

第3章 慶弔規定

(慶弔金)

第4条 本青年部は、会員の慶弔に際して祝意または弔意を表す為次の慶弔金を青年部会計より交付する。

- ①会員が結婚した場合 祝電と記念品 5,000 円程度
 - ②会員に子が誕生した場合 祝い金 5,000 円
 - ③会員が死亡した場合 10,000 円と生花
 - ④会員の両親、配偶者及び子が死亡した時 5,000 円と生花
- ①②の祝い金と記念品は例会で部長から手渡す。

第5条 前条で定めた以外に、役員会あるいは委員会で慶弔金を支払うことができる。但し、これは青年部会計には計上されない。

第4章 会費徴収

(途中入会者の会費徴収)

第6条 年度途中で入会するものについて、会費徴収を以下のように定める。4月・5月・6月・7月に入会するものは、規約第21条の2に規定する会費のうち1期分・2期分・3期分にあたる12,000円を、8月・9月・10月・11月に入会するものは、2期分・3期分にあたる8,000円を、12月・1月・2月・3月に入会するものは3期分にあたる4,000円を徴収する。

付則 1.この規定は平成9年4月1日から実施する。
2.平成10年4月1日 第4章追加改正。
3.平成23年9月27日 第2章(第3条)改正。